

社会福祉法人県央福祉会 一般事業主行動計画書

社会福祉法人県央福祉会のすべての職員がその能力を十分発揮できるような雇用環境を整備するとともに、次世代育成支援について地域に貢献できる事業所になるため、次のように行動計画を策定します。

1、計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2、内容

目 標 1 育児休業制度の周知と取得を推進します。

《対策》

・令和2年4月～

制度に関するパンフレット等を作成、配布し、職員に周知します。

男性職員の育休取得を促進するため（取得率7%以上）、管理職が対象者を把握した場合は、個別に制度の説明をします。

目 標 2 所長職に占める女性割合を40%以上にします。

・令和2年4月～

《対策》

・社員一人一人のキャリアプランを本人と上司で作成し、中長期的な視点での育成をしていきます。

定期的に仕事についての意識調査を行い、調査結果に基づく改善案を検討します。

目 標 3 有給休暇の取得率アップを目指します。

《対策》

・令和2年4月～

職員の年次有給休暇取得について年平均10日の取得を目指します。

各事業所において職員の年次有給休暇の取得計画を作成します。

目 標 4 職員の月平均残業時間を 20 時間以内にします。

《対策》

・令和 2 年 4 月～

業務量が平準化するよう適正な職員数を配置します。

毎月 1 日以上のノー残業デーを各事業所で設定します。

勤怠管理システムを導入し、残業時間管理を徹底します。

目 標 5 職場のハラスメントの防止に努めます。

《対策》

・令和 2 年 4 月～

ハラスメント規定やマニュアルを浸透させ、ハラスメントの防止に努めます。

ハラスメント相談窓口の活用を職員に促します。

目 標 6 看護休暇制度の周知と取得を推進します。

《対策》

・令和 2 年 4 月～

制度に関するパンフレット等を作成、配布し、職員に周知します。

子の対象年齢の拡大や時間単位での取得等についてアンケートを実施し

制度の柔軟な運用を検討します。

以上の目標は、職員の福利厚生会と密接な関係があるため、連携を図りながら目標達成に向けて努力していきたいと思います。

制定 平成 17 年（2005 年）4 月 1 日

改正 平成 20 年（2008 年）4 月 1 日

平成 23 年（2011 年）4 月 1 日

平成 26 年（2014 年）4 月 1 日

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日